

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
9月12日
(火曜日)

目次

- 告示
漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示
の一部改正(農林水産政策課).....
- 公告
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....
- 公告
土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
- 公共測量の実施(二件)(監理課).....

山口県告示第二百五十四号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和五年九月十二日

表中

山口県知事 村岡 嗣政

川尻区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市川尻東、中ノ森、川尻西、上野東及び水岬の地域)	1	総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十五分の線以北の日本海
	2	総トン数十トン未満の漁船による漁業以外の漁業
	3	及び2に掲げる漁業以外の漁業

を

改める。

川尻区域
(山口県漁業協同組合の地区のうち長門市川尻東、中ノ森、川尻西、上野東及び水岬の地域)

法第百四条第一号に掲げる漁業

に

山口県告示第二百五十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
島戸区域			法第百四条第二号に掲げる漁業

(二六五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和五年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営小野(下)地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和五年六月三十日

(一六六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

下関市一の宮住吉一丁目、王司本町六丁目、武久町一丁目、長府紺屋町、彦島追町五丁目、安岡町七丁目、山の田南町、大字田倉、豊北町大字阿川及び豊北町大字神田

三 作業の期間

令和五年八月四日から令和六年三月二十二日まで

(一六七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年九月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ作成及び数値地形図データ更新）

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和五年八月二十一日から令和六年三月三十一日まで